

月報

1988 8 月 号

シンカポール日本商工會議所

〈目次〉

(1988年8月号)

為替相場見通し	(富士銀行)	荻野 潔	1
マレーシアの投資環境と 日系企業の進出動向	(株) 東京銀行 クアラ・ランプール 支店	佐藤 篤	10
S'PORE における交通教育システム	(Singapore Safety Diving Centre)	小島 征人	21
“ \$181 の泣き笑いそして通い妻 ”	(伊藤真空株式会社)	柴崎 邦彦	28
会員紹介	(東急百貨店、伊藤真空、シンガポール松下 電送、東芝電子、乃村工芸社)		34
理事会の動き			39
7月の主な経済記事			45
広報欄			51
資料案内			53
編集後記			55

為替相場見通し

富士銀行シンガポール支店
荻野 潔

1. はじめに

相場に油断は禁物です。

今年3月以降、3ヶ月も120円台大台半ばで安定してきたドル対円の相場が、6月下旬には、たった3日で5円以上も値が跳ぶ荒い動きをみせました。

相場見通しを立てるときには「いつ頃まで」の相場の流れを見ようとするかを明らかにする必要があります。極端に言えば、1週間先までか1年先までかで見通しの立て方は全く違ってきます。銀行で働くディーラーと呼ばれる人々には、基本的に短期的視点と長期的視点の両方が要求されますが、彼等の神経の9割まではごく直近の相場の動きに集中されます。従って、「ドルは買われる」、或いは「売られる」、「この辺りがドルの頭」という彼等の言葉については、どのくらいの期間の話をしているかに注意を払うべきです。今回の私の相場見通しは、約6ヶ月程度を念頭に入れています。

1985年9月以降の為替相場には、世界的な対外不均衡の是正のためのドル相場水準の訂正という大きな流れがありました。私達はドルの価値が徐々に切り下ってゆくという流れの中で、次々と出てくる材料に対応してゆくことを強いられました。ところが、今年1月初旬に120円割れ寸前の円高となった以降、相場の流れにも変化が出てきました。各国の通貨が米ドルに対して好き勝手に動き出すということも起こる様になりました。

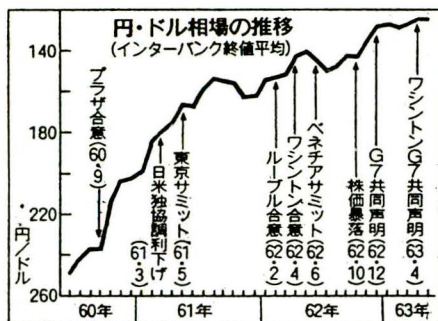
例えば、対米ドルで円が上昇し、西独マルクは動きがなく、結果として対マルクで円高となる、或いは、主要通貨が対米ドルで弱含みであるのに豪州ドルが強調地合となる、といった具合です。

この状態をクロス取引の活発化と高金利通貨選好と呼びます。

今後の相場を見通す上では、この点の理解も重要と思われます。プラザ合意以降の動きを振り返りながら、相場の流れの変化を追ってゆきたいと思います。

2 ドル安の時代 < グラフ 1 参照 >

グラフ1.



1985年9月秋分の日、東京市場は休場でしたが海外市場では米ドルが各国通貨に対して急落していました。私は当時本店でこのドル急落を目のあたりにしていますが、そのときは、2年後にドルの価値が半分になるとは予想もしませんでした。休日明けの東京市場は、休み前の242円の水準から一気に10円以上下落した227円台で取引が始まりました。顧客筋の注文は、「安くなった」ドルを買う動きが中心となり、売り手は押し下げ介入を行なっている日銀だけというパニック的状態の中で、必死に相場を追っていた日を今でも時々思い出します。

米国の貿易赤字を是正するための政治的荒療治は世界の投資家の行動を一変させ、ヘッジのためのドル売りの増加、米ドル債購入意欲の減少が表面化しました。1986年1月には200円の大台を割り込み、同4月には160円台までドル相場は下落してゆきます。日銀はこの頃から、当初の思惑よりも速いスピードで進行する円高に対応するため、ドル買い介入に踏み切ります。

米国の貿易赤字を是正するための政治的荒療治は世界の投資家の行動を一変させ、ヘッジのためのドル売りの増加、米ドル債購入意欲の減少が表面化しました。1986年1月には200円の大台を割り込み、同4月には160円台までドル相場は下落してゆきます。日銀はこの頃から、当初の思惑よりも速いスピードで進行する円高に対応するため、ドル買い介入に踏み切ります。

1986年5月の東京サミット以降1987年2月のループル合意を経て同10月の株価暴落時までは、140円～160円の相場水準での安定期を迎えました。

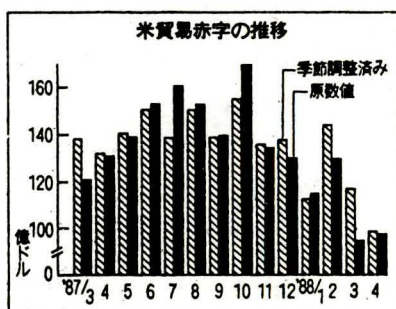
しかし、この過程で米ドルの相場レベルが訂正されたにも拘らず、米国の抱える双子の赤字（貿易・財政赤字）は一向に減少せず、一方で先進国間の協調の限界が指摘され始めました。特に米国の貿易赤字はJカーブ効果の影響もあり、1987年前半の平均は約140億ドルという大巾なもの

となり、米国内からも、もう一段のドル安を望む傾向が強まりました。

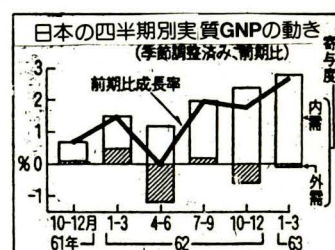
1987年9月の米国公定歩合引き上げを契機とした世界的な金利上昇が株価暴落の引き金となり、為替相場の流れは再び一方的なドル下落局面を迎えました。12月に発表された米国貿易赤字が記録的な数字となったことから、130円を割り込む円高となったことは記憶に新しいところです。

3. ドル安がもたらしたもの <グラフ2・3 参照>

グラフ2



グラフ3



2年以上にわたるドル安は、様々な形で世界経済に影響を与えました。その中でも、特に、米国の貿易赤字減少傾向の定着化と、日本経済の構造調整は、中長期的なファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）を見極めて相場を見通す上で、キーポイントとなるでしょう。

米国の貿易収支は、本年4月分（6月発表）から、原数値、季節調整値が発表されていますが、昨年10月分を峠に赤字が減少傾向をたどっています。ドル安の効果が、ようやく数字に現われてきたわけで、輸出の増加が米国企業の競争力改善を示しています。この傾向が完全に定着すれば、ドル安への圧力が軽減され、ドル相場安定への力となります。

本年1月～3月期のGNP（国民総生産）成長率が示す様に、日本経済は内需主導による力強い成長を続けています。1987年4～6月期にドル安円高の影響による外需の落ち込みにより、前期比成長率で0%を記録した後、住宅投資・個人消費・設備投資を主導役とした内需拡大がGNP成長率を押し上げ、先進国間でも極だった好調さを示しています。円高不況という言葉は、もはや過去のものとなりました。今後はむしろ、円高対応を終えた日本経済が、相場変動に影響なく成長を持続できる体質に調整できたかどうか注目されるところです。

4. 複眼の時代

昨年9月の株価暴落以降、各国金融当局は、金融市場の安定をはかるために従来以上の緊密な協調行動を採る様になりました。世界的にインフレ懸念が台頭する中で、一国が政策の舵取りを誤れば、再び市場が混乱する恐れは充分にあるからです。又、一方では、米ドルに対する市場の潜在的不信は、根強く残っています。米国は1986年末で約2600億ドルの負債超過国となり、対外利払いの増加は、ドル価値下落の大きな要因となります。

各国は米ドルの基軸通貨としての力が衰えている現実を踏まえて、通貨安定のための方策を練っているのです。ターゲット・ゾーン（目標相場圏）レファレンス・レンジ（参考相場圏）という考え方も、米ドルの相対的地位低下を補う手段と考えられます。政策協調は、為替市場への直接介入、金利調節の連携として表われ、相場が一方向へ歯止めなく動き出すことを防止しつつ、世界経済の安定成長を目指すわけです。この結果、為替相場の年間の変動巾は、従来に比べ縮小傾向となります。

対米ドルの相場に方向感が乏しくなると、相場の動きはドル以外の通貨の強弱関係に着目した変動に移ります。今年の2月～3月にかけての、対西独マルクに対する英ポンドの上昇には驚かされましたし、対欧州通貨での円高、又、豪州ドル、カナダ・ドルの上昇はファンダメンタルズの良好さに加えて高金利通貨選好という最近の特徴を表わしています。

今後の相場を考える場合も、米ドルを中心とした見方に加えて、米ドル以外の通貨同士の関係に着目した複眼的視点が要求されます。主要通貨と呼ばれ、為替市場で取引量も多く、資本取引の活発な米ドル、英ポンド、円、西独マルク、スイス・フランの間の強弱関係に着目し、金利差、経済パフォーマンスを根拠にして、あたかも、人気投票の様に目まぐるしく短期資金が移動するのが最近の市場の図式であるといえます。インフレ国の通貨は長期的には価値が下落しますが、短期的視点は高金利のメリットを優先させます。米ドル金利の上昇がドルを下支えし、一方で豪州ドル、カナダ・ドルが選好されるというのも充分うなずけるわけです。

5. 今後の相場見通し

ではこの先の相場はどの様に動くのでしょうか。

結論から述べれば、米ドル対円の相場で125円～135円、米ドル対シンガポールドルでは2.00～2.10を中心としたレンジを大きく抜けて一方向へ動き出すことは、まず予想できないと思われます。

その理由としては、双子の赤字を抱える米ドルに対する不信は根強いものの、投資家の資金の流れは良好な経済パフォーマンスと高金利を求めており、その点で米ドルは選好されるため、米ドルの下落には歯止めがかかると思われるからです。又、各国金融当局は、金融市場の混乱を避けたい意向が強く、特に米ドルの下落に対しては、一致した行動を採ることが予想され、為替市場でのドル余剰が顕在化すれば、各国中央銀行がそれを吸収する体制が引き上がっていると考えられます。

では、相場の中長期的な変動に影響を与えるファンダメンタルズはどうなっているのでしょうか。

米国経済は、輸出、個人消費の好調に支えられて、引続き景気拡大方向にあります。貿易収支については、前述しました様に、赤字巾縮小が続いており、今後の改善ペースについては予断を許しませんが、改善傾向は明確といえるでしょう。経済成長率についても88年1～3月期の改訂値で、前年同期比年率3.9%と好調です。在庫投資の減少を個人消費、設備投資の伸びが補っており、実質純輸出（輸出等－輸入等）も改善しています。この景気拡大に伴ない、米国市場金利も堅調に推移しており、連邦準備制度理事会の改締め姿勢も明白となりました。

日本経済も拡大傾向が続いています。88年1～3月期のGNP成長率は11.3%となり、昨年後半の住宅建設主導の景気拡大に比べ、個人消費・設備投資をリード役とした力強い成長を示しています。個人消費は、耐久消費材や海外旅行等に支えられ好調ですし、製造業の設備投資回復が顕著となっています。一方で実質輸入等の伸びが輸出等の伸びを上回っており、内需主導型の経済への転換を示すと同時に、製品輸入の増大が物価の安定に寄与しています。

欧州各国では、西独の1～3月期の実質経済成長率が前年同期比で4.2%と大きく改善したものの、暖冬による建設支出の一時的増加が主因であり、年間成長率では引き続き2%程度と予想する向きが多いようです。

英国の1～3月期の実質経済成長率は前期比年率の速報値で1.0%となり、景気拡大テンポは昨年後半に比べて鈍化しています。

一方で、海外の商品市況は3月中旬以降、上昇傾向にあります。これは、米国・日本の景気が良好であることから、金属などの需要が高まっているほか、米国中西部の干ばつの影響から、一部穀物相場が上昇したためですが、インフレ懸念の点から注意を要します。

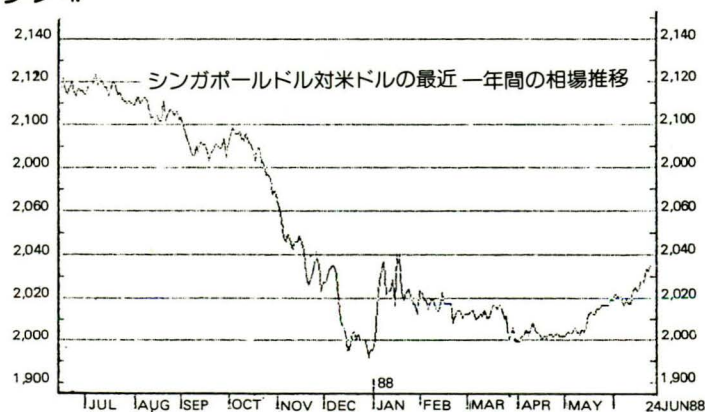
ファンダメンタルズから考察すれば、米国と日本の力強さが際立っています。米ドルに対する不信感が薄れ、米国への資金流入が活発化すれば、米ドルの需給関係が安定して、ドル相場の堅調推移のシナリオが描けます。但し、米国の貿易赤字の改善には、引き続き現状水準でのドル相場安定が条件であり、財政赤字、対外債務超過を考慮すれば、一方的なドル上伸は考えられないと言えます。日本については経済構造の転換が進む中で、相場変動への対応力が強化され、景気に対する先行き強気の見方が支配的なところから、特に欧州通貨に対する円の上昇余地は充分にあると考えられます。

グラフ4.

主要通貨の中で、米ドルと円がその強さを交互に発揮しつつ、各国の政策協調の許容範囲内に収まるであろう、というのが当面の私の見方です。

6. シンガポール・ドルの相場

< グラフ4・5 参照 >



グラフ5.



シンガポールドルは、当地の貿易依存関係の強い国の通貨変動を考慮した、いわばバスケット通貨の性質を持ちます。1985年のプラザ合意以降、米ドルの下落に伴って、シンガポールドルも徐々に切り上がってきました。昨年以降、NIES通貨に対する米国の切り上げ圧力を受けましたが、比較的安定した推移を続けており、今後ともこの傾向に大きな変動はないと思われる。

相場予想レンジは、対米ドルで2.00～2.10程度、対円でも60円～65円程度での推移を予想します。

7. 当地周辺地域の通貨情勢

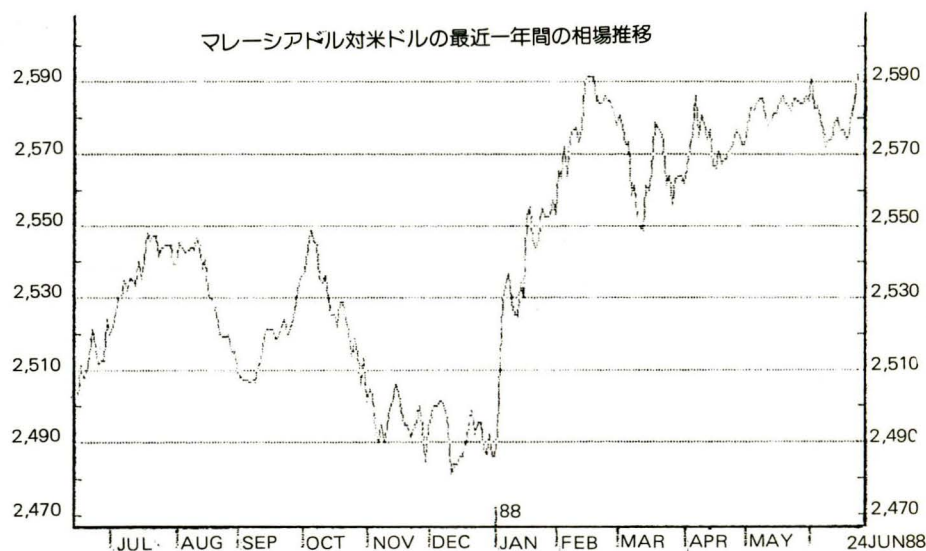
インドネシア・ルピアは1978年11月以降バスケット方式による変動相場制を採用しています。実際には、日々、中央銀行により決定されており相場安定が計られていますが、主要国通貨に対しては下落傾向にあります。当国の主要輸出品目である石油価格動向、対外債務問題等、経済的には引き続き予断を許しませんが、通貨政策としては「緩やかなフロートダウン政策」を採っているものと思われます。

表1 インドネシア・ルピアの相場推移

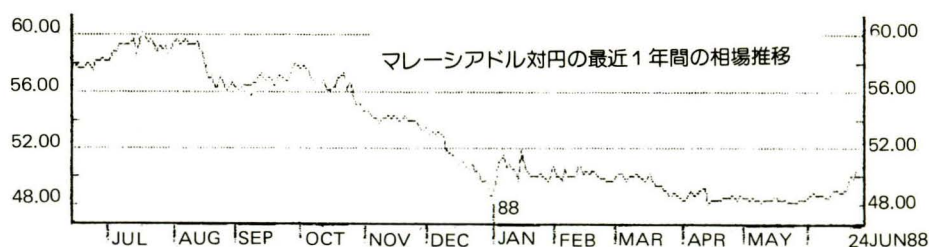
<u>EXCHANGE RATE</u>			
<u>YEAR</u>	<u>MONTH</u>	<u>RUPIAH TO US\$</u>	<u>RUPIAH TO YEN</u>
1985	(End of)		
	March	1101 Rp.	4.396 Rp.
	April	1109	4.411
	May	1117	4.436
	June	1118	4.482
	July	1116	4.716
	August	1119	4.715
	September	1121	5.077
	October	1123	5.302
	November	1122	5.532
	December	1125	5.585
1986	January	1127	5.889
	February	1128	6.195
	March	1125	6.265
	April	1124	6.69
	May	1130	6.482
	June	1131	6.855
	July	1131	7.31
	August	1132	7.365
	September 12	1134	7.278
	September 13	1644	10.6
	September 30	1633	10.64
	October	1640	10.245
	November	1650	10.21
	December	1641	10.27
1987	January	1633	10.64
	February	1644	10.752
	March	1644	11.29
	April	1640	11.83
	May	1649	11.47
	June	1648	11.205
	July	1640	10.91
	August	1640	11.525
	September	1650	11.29
	October	1648	11.90
	November	1650	12.451
	December	1650	13.405
1988	January	1662	13
	February	1660	12.98
	March	1660	13.285
	April	1669	13.355
	May	1673	13.41

マレーシア・ドルは1985年～86年の経済停滞期の軟調地合を経て、87年は対米ドルで2.5台を中心とした安定推移となりました。昨年後半に政治情勢の不安から、再び対米ドルで2.6に接近する軟調地合を続けていますが、今後の動向については、一次産品価格の上昇、輸出の好調さに支えられた経済成長が見込まれるところから、現状水準での安定が見込まれています。マレーシア政府も海外からの投資奨励の面から通貨安定策を採っていると思われ、政治情勢の不安が再燃しない限りは、マレーシア・ドル相場下落は予想できないでしょう。＜グラフ6・7参照＞

グラフ6.



グラフ7.



尚、この原稿は6月27日現在の為替相場見通しです。

マレーシアの投資環境と 日系企業の進出動向

(株) 東京銀行
クアラ・ランプール支店
マレーシア貿易投資相談所
副所長 佐藤 篤

1. 海外からの投資に活路をみいだすマレーシア

1985年後半からの一次産品価格の大幅下落を契機としてマレーシア経済は低迷を余儀なくされ、1985年にはGDP成長率が-1%というマイナス成長の苦汁をなめさせられました。このような状況の中で財政出動による公共需要の創出という景気刺激策も国家財政収支の赤字が膨んでいく過程の下では採用出来ずに、民間部門の活性化により不況からの脱出をはかろうという政策が採られました。財政赤字を削減する意味からも、その政策の1つとして民営化政策が打ち出され、マレーシア航空(MAS)等が一部株式を民営化しました。MASの民営化に続いて電力庁(NEB)、電信電話庁(TELECOM)、マレーシア国際海運(MISC)等の民営化が発表されましたが、なかなかうまく進んでいないのが現状です。

その他株式譲渡税の引下げ、不動産利得税の軽減、産業調整法の緩和により製造ライセンス取得の必要条件を従来の資本金/百万リング以上から2.5百万リング以上へ引上げることによる企業活動の促進策、さらには新投資基金(New Investment Fund=NIF)による新規投資の促進策等の民間部門の活性化政策が打ち出されました。

しかしながら86年央にはインドネシア・ルピアの引下げに続いてマレーシア・リングが引下げられるのではないかという憶測が流れリングに対する投機売りが発生し、中央銀行が意図的に金利を上げたこともあり、プライムレートが一時期18%近くまで高騰し、借入れ需要を低下させ民間投資意欲がかなり落ち込んでしまいました。

このように国内民間投資の低迷、公共需要の減退の中で、景気回復の手段として海外からの投資促進策が積極的に推し進められ1986年9月30日

の「新投資優遇策」の発表となりました。

この新政策は外資比率規制の緩和と外人雇用枠の緩和の2つの柱からなっており、特に外資比率については従来80%以上輸出をする企業でかつ雇用を促進し、ハイテク技術を導入する企業にのみ認めていた外資100%条件を、次の2つの条件：すなわち

①輸出を50%以上する企業 又は

②フル・タイム従業員を350人以上雇用する企業

に適用を拡大しています。さらに以前では当初100%外資が取得出来ても技術移転の進捗状況等により徐々にマレーシアの資本を導入することが条件付けられていましたが、「新投資優遇策」では1990年までに投下された資本については永久に資本の再編成を要求しないとしています。この優遇策は現在マレーシアの基本経済政策である「新経済政策（NEP）」の1990年までに資本比率をマレー：非マレー：外資＝3：4：3にするという目標を一時的に棚上げにするものであり、かなり思い切った政策が出されたとみてよいでしょう。

外人雇用枠については2百万米ドル以上投資した企業に対しては10年間5人の枠を自動的に与えるという緩和策が打ち出されております。

2 目立つ輸出型企業の進出

マレーシアの積極的な外資導入政策とあいまって最近では一次産品価格の上昇による国内景気の回復もあり、88年に入ってから海外からの投資は（表1）にみられるとうり前年比大幅に増えております。これは円高による日本からの投資が約3倍に膨んだことが大きな要因であります。米国、フランス、英国、西独のような欧米先進国からの投資も増えております。

表1 マレーシアへの外国投資実績

出所：MIDA

国名	1988/1～5月		1987/1～5月	
	件数	千リング	件数	千リング
日本	26	220,725	26	79,092
米国	16	88,105	6	12,562
フランス	2	80,850	—	—
シンガポール	34	43,669	24	70,404
英国	6	39,445	4	3,367
香港	11	33,244	3	2,522
西独	5	20,500	5	6,855
台湾	23	20,120	6	35,910
イタリア	2	12,000	1	2,940
タイ	2	11,095	—	—
その他	21	44,558	20	33,467
合計	—	614,311	—	247,119

注1) 産業調整法によりMIDAに申請された2.5百万リング以上の製造業のみの実績

注2) 投資額はMIDAに承認された授權資本の金額

注3) 新規投資のみならず拡張投資も含む

最近国別ランクの上位に顔を出す国としてシンガポールをはじめとする台湾、香港等のNIESが掲げられます。これらの国の対米ドル相場が上昇していることや、賃金がかかなり高い水準へ近づきつつあることが原因のようであります。1987年通年では台湾が国別ランクの3位に躍り出ました。

業種別でみますと最近の投資で目立つのは家電、半導体等のエレクトロニクス部門と抵抗器、アダプター、コネクタ、スイッチ、アンテナ、エアコン向け銅管等の家電関係の部品製造業者および半導体関連の下請業者等であります。円高による日本からのテレビ、ラジカセ、冷蔵庫、扇風機

等の生産シフトにより大手家電アッセンブラーがマレーシアでの現地調達比率のアップをはかっており、部品メーカーもマーケットの維持確保のためにマレーシアへ進出してきているものと思われます。

エレクトロニクス以外で目立つ外国投資としてはマレーシアの伝統的一次産品であるパーム油、ゴム、木材、錫の製造加工業の進出が掲げられます。

エレクトロニクス産業にしろ一次産品加工業にしろマレーシアに進出している企業のおほとんどは（表2）の企業進出例にみられるとうり輸出向け

表2 最近のマレーシアへの主な日系企業進出例

会 社 名	投資規模 (百万M\$)	製 造 品	外資比率 (%)	輸出比率 (%)
松下電器産業	210	エアコン	100	100
富 士 通	62	セミコンダクター	100	100
日本ビクター	60	H F、オーディオ製品	100	100
ソ ニ ー	40	ラジオ・カセット	100	100
大 宏 電機	7	コネクター	100	100
横尾製作所	12	TV、ラジオ向けロッド ・アンテナ	100	100
三井ハイテック	18	リードフレーム・メッキ	100	100
日本ピグメント	30	プラスチック、モール ティング	100	100
古河電気工業	26	巻 き 線	100	100
富士ゴム	15	エレクトロニクス向け ゴム製品	100	100
花 王	180	トイレタリー製品 (パーム油利用)	70	100
不二製油	21	チョコレート原料 (パーム油利用)	100	100
丸信工業	16	いわし罐 (錫利用)	75	0
竹内木材	40	木材加工	100	100

(東京銀行クアラ・ランプール支店調査)

製品の製造企業であります。

なぜ輸出型企業の進出が多いのかといいますと、もちろんマレーシアの人口がシンガポールと同様人口が少なく（16百万人）、国内のマーケットが小さいということと、先にも述べましたように輸出企業に外資100%を認めているということもありましょうが、もう1つの理由としてマレーシア政府が輸出企業に種々のインセンティブを与えているという点を指摘することが出来ましょう。

3. なぜ輸出型企業なのか

結論から先に申しますとマレーシアでは輸出企業は税金をあまり払わずに済むということでありまして。ある大手のエレクトロニクス企業は8年目に初めて法人税を払ったと聞いています。法人税のみならず関税、物品税、販売税の免除又は軽減を受けられるしくみを以下ご説明申し上げます。

(1) 法人税の免除、軽減

マレーシアの場合通常、企業は40%の法人税と5%の開発税（Development Tax）を払わなければならない訳ですが、輸出企業では、多くの場合パイオニア・ステータスを取得することが出来ますので5年間又は10年間、法人税および開発税を払わずに済みます。このパイオニア・ステータスが取得出来ない場合でも投資税額控除（Investment Tax Allowance = ITA）の優遇を受けられれば土地代を除く資本支出の最高100%までの控除が可能です。このITAは赤字の場合は何年でも繰り越しが可能ですので創業赤字が予想される場合又は資本出が多額になる場合にはパイオニア・ステータスを取得するよりも有利になることがあります。

これらの優遇が終った後でも輸出企業は調整所得に対する輸出比率に応じた50%の控除を受けることが出来ます。輸出比率100%の企業は50%（ $100 \times 50\%$ ）の控除、すなわち45%の半分、22.5%の法人税を払うだけでよいということになります。単純に法人税率を横並びに比べるとシンガポール（33%）、タイ（37%）よりも高いということになります。輸出企業の場合はマレーシアの方が低いという事が言えます。

さらに輸出を専業におこなう貿易業者にも輸出の優遇が与えられます。輸出控除 (Export Allowance) といって F O B 価額の 5 % の控除が貿易業者に与えられます。例えば F O B ベースで 1000 の輸出 (売上) をした企業の申告所得が 100 の場合、控除額は F O B 価額の 5 %、すなわち 50 ($1000 \times 5\%$) となり法人税が半分 ($100 - 50 / 100$) になるというケースも考えられます。

このように輸出業者は国内向け生産のみを行っていることが出来ます。

(2) 関税の免除、軽減

次に輸出業者は輸出品を製造するために使用した原材料、部品の輸入に対して輸入税、付加税の免除又は割戻しを受けることが出来るため輸出価格競争力を身につけることが可能です。

製造品の 80 % 以上を輸出する企業は自由貿易地域 (Free Trade Zone = FTZ) において製造が出来ますので原材料、部品に対する輸入税、付加税の免除のみならず、完成品の輸出に対する輸出税 (一部製品のみ) の免除も受けられます。マレーシアには現在 9 ケ所の F T Z がありますが、上記の恩典を受けるには必ずしも F T Z に工場を建てる必要はなく、保税工場制度 (Licenced Manufacturing Warehouse = LMW) を利用すれば同様の効果を受けることが可能です。すなわち特別に区分された輸入原材料、部品保管のための倉庫を工場内につくり、輸入品に関する帳簿を明確にし、かつ工場に関税局員の詰所を設置すれば L M W の許可を取得出来、関税の免除を受けることが出来ます。

また輸出品を製造するために輸入された機械については免税を受けられますので、輸出企業の場合は機械の搬入から原材料、部品の購入に至るまで税金を払わなくて済むということになります。マレーシアで輸出されるエレクトロ製品に使用される半導体がウェハーの切断から始まって完成品に組み込まれるまでマレーシアと海外との間を 2 ~ 3 往復しても採算に乗るというのはこれら関税免除の恩典による所が大きいと思われます。

(3) 物品税・販売税の免除、軽減

マレーシアではある一定の品目に対しては物品税が課せられますが輸出向け製品又は輸出品に使用された製品に対しては免税又は割戻しの優遇を受けることが出来ます。

また国内サプライヤー又は国内の貿易業者から購入した輸入部品等に対しては10%（一部品目については15%）の販売税が課せられますが、完成品が輸出される場合には当該販売税の免税又は割戻しを受けることが出来ます。

このように輸出業者は関税のみならず、物品税、販売税の免除、割戻しを受けられるため前述の関税免除と合わせて、原材料、部品等の調達コストの軽減が出来、輸出競争力の増強をはかることが可能です。

税制面の優遇については以上の他に海外における宣伝費、海外市場調査費、見本市、博覧会の参加費等の輸出促進費に対する二重控除制度およびマレーシア輸出信用保険会社（Malaysian Export Credit Insurance Bhd=MECIB）を利用した場合の輸出保険料の二重控除制度があります。

(4) 金融面からも支援

以上述べてきましたように各種の税制面からの優遇に加えて輸出企業は金融面からも優遇を受けることが出来ます。

輸出再割制度（Export Credit Refinancing=ECR）と呼ばれるのがそれで、船積前金融と船積後金融の2種類があり、最長3ヶ月（一部一次産品については船積前については4ヶ月、船積後については6ヶ月まで可能）まで融資を受けることが出来ます。中央銀行が現行2.5%で商業銀行にローンを供与しますので、輸出業者は銀行マージン1.0～1.5%を上乗せした3.5～4.0%で融資を受けるられます。現在の商業銀行のプライムレートが7.0%（二大銀行は6.75%）であるのに対し、かなり低利の融資を受けられる訳です。

以上述べました輸出企業に対する優遇策を一覧にしたのが（表3）であります。マレーシアへ進出してきている日系企業はパイオニア・ステータス等何らかの形で税の免除ないし軽減を受けておりますので、法人税の平均実効税率は20%を下回るのではないかと思います。

表3 輸出インセンティブ 一覧表

根 拠 法	インセンティブ	内 容
1986年投資促進法	パイオニア・ステート 投資税額控除 調整所得に対する控除 輸出控除 輸出促進費の二重控除	5年 or 10年の所得税免除 資本支出、最高100%までの控除 輸出比率に応じた50%の控除 貿易業者へFOB価額の5%控除
1967年所得税法	産業用建物控除 輸出保険料の二重控除	初年度10%、次年度以降2%
1967年関税法	輸入税の割戻し制度 保税倉庫	輸出品に使用される原材料に対し 関税免除
1976年物品税法	免除・割戻し制度	輸出向け製品に対し
1972年販売税法	免除・割戻し制度	輸出向け製品に対し
1971年自由貿易 地域法	自由貿易地域	関税免除
—	輸出再割制度	船積前、船積後の低利(4%)融 資

(東京銀行・クアラ・ランプール支店調べ)

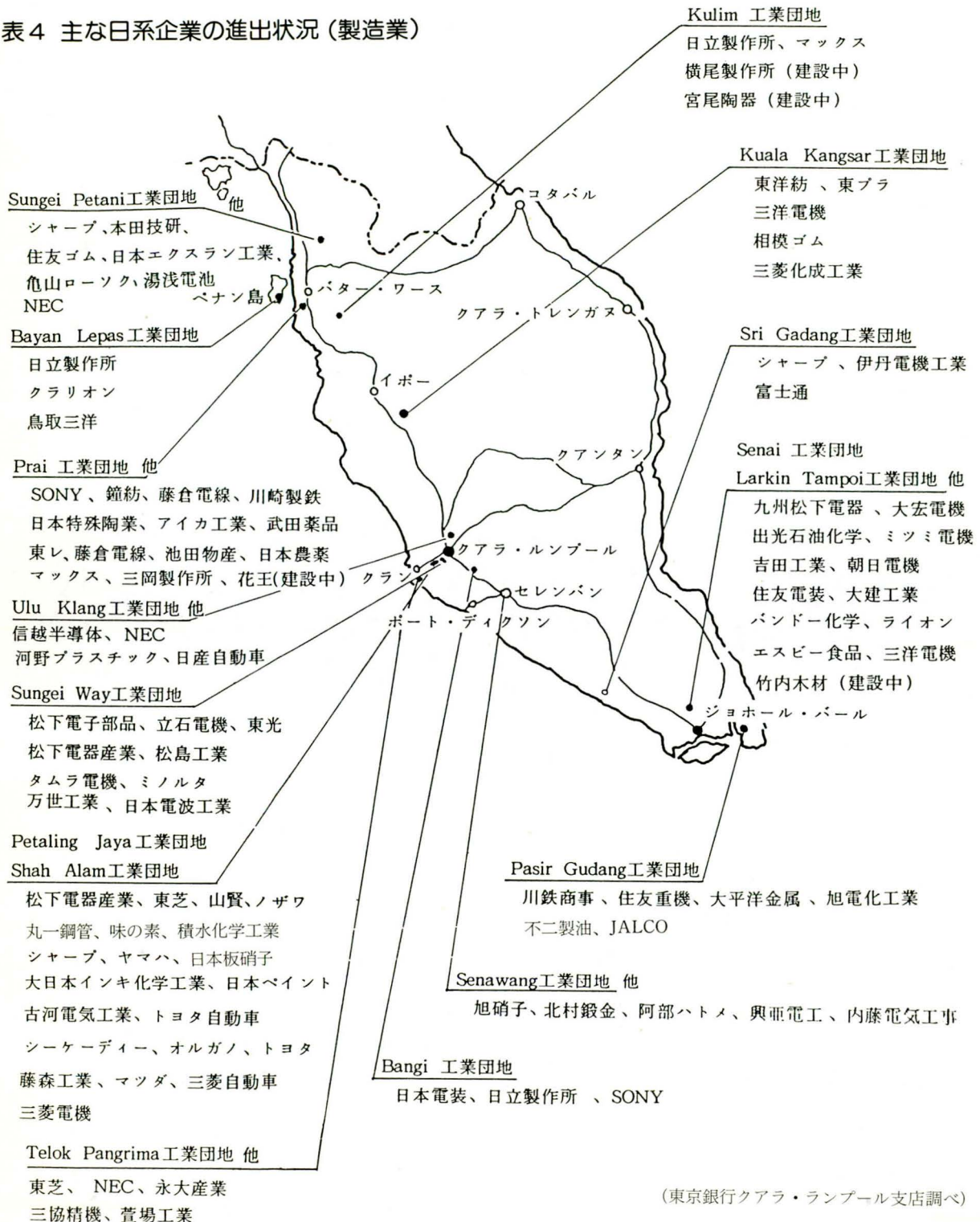
4. 今後も期待出来る日本からの投資

マレーシアは1968年には投資奨励法 (Investment Incentive Act 1968) を既に制定し、1986年には同法を投資促進法 (Investment Promotion Act 1986) に組み替えし、より一層の投資優遇を与えており一貫して海外からの投資に対しては積極的な政策をとってきています。

このような積極的な政府の姿勢と全国各地に散らばった良好に完備された工業団地、そして豊富な労働力に支えられて日系企業もエレクトロニク

ス部門を中心として（表4）に示されるように多くの企業がマレーシアに進出しています。

表4 主な日系企業の進出状況（製造業）



（東京銀行クアラ・ランブール支店調べ）

今後ビデオ・デッキの生産シフトが東南アジアで行なわれるようになれば、インフラの整備、労働力の豊富さからしてマレーシアが生産拠点として選択される可能性が高く、その場合にはその多岐にわたる部品数からして下請部品メーカーの大量進出も予想されるところであります。

最後にマレーシアに進出する場合に注意すべき点を述べましょう。

第一に外資100%条件は新規の輸出品製造メーカーには簡単に認められるようになりましたが非製造業の場合は通常50%以上の外資比率は難しい状況にあります。従って非製造業の場合はよきパートナーをみつける事が成功の1つの鍵となります。

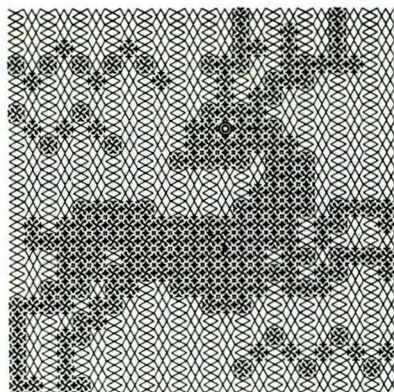
第二にワーク・パーミットの問題があります。これも新規の製造業の場合は2百万米ドル以上の投資企業に対しては10年間5人の外人枠を自動的に認めるという優遇策が出されましたが、非製造業の場合はなかなか外人枠が取得出来ないのが現状であります。また現地人の雇用を人種構成比率に応じて採用するようにとの指導があります。これは単に人種構成比率に従って雇用するというのであればそう難しい問題ではありませんが各階層に応じて、すなわち部長、課長、係長のレベルに応じて雇用しなければならないとなると人事管理に頭を悩ますことになります。

第三に金融の問題が掲げられます。外貨預金が認められていないため輸出業者は予約以外為替のヘッジがありません。また長期金融市場が未発達、公社債市場が極めて限られたものであることから長期の安定資金、特に固定金利物ローンを取得するのは難しいのが現状です。

終わりに最近マレーシア政局が治安維持法による大量逮捕、マレー人政党UMNOの非合法判決、最高裁判所長官の弾劾裁判等で揺れておりますので投資環境への影響について述べましょう。

現在の政局の動向がマレーシアの投資優遇政策に変化をもたらすかという、その可能性は少ないように思われます。UMNOの反主流派にしる現在のプミプトラ政策を強化すべきだと言っている訳ではなく、基本的にはプミプトラ資本の育成をはかる中で他の民族の資本も認めていこうとする姿勢に変わりありません。マレー人以外を排除しようとするのはイスラム急進派と呼ばれるグループでPASと呼ばれるマレー人野党がその代表です。

が、現在僅か1議席を有するのみで、近い将来急激に勢力を増大する可能性は少ないと思われます。マハティールの次の世代を担うといわれている指導者をみても現在の政治路線を急転換する可能性はなく、誰が次の首相になろうが外資に対する姿勢も不変のように思われます。従って基本的にはマレーシアの投資環境は現在の良好さを保つとみてよいでしょう。



S'PORE における交通教育システム

SINGAPORE SAFETY
DRIVING CENTRE

小島 証人

SINGAPORE においては、ご存知の通りあらゆる分野において旧領主国であったイギリスの影響が見られ、「交通」に関するものも例外ではありません。

日本と同じ左側通行の国であり、日本車が街に溢れている光景に安堵感をいただき、着任直後からの運転に違和感なく溶けこめたのは私だけではないと思います。

実際、この狭い国土には四輪車約 36 万台、二輪車約 12 万台が登録されており、政府の環境政策等が反映された諸々の四輪自家用車締め出し策にもかかわらず、ステータスシンボルとしての四輪所有も上昇傾向にあります。

当然、これにかかわる交通事故も多く、事故率も日本の約 3 倍と高いものになっています。

政府の「日本に学べ」のスローガンのもとに、交番制度等も積極的に取り入れられ効果を上げていますが、増え続ける交通事故死傷者を抑制するために、日本の警察庁をはじめ、交通教育機関の協力を得て、1980 年代初めより、専門家の交流を計りながら具体策を検討してきました。

学校における交通安全教育という点では、学校 2 部制やカリキュラムの問題、その他公道において児童が自転車に乗る機会が少ない等の理由で、日本のように「道徳」の時間の中で基礎的な交通教育が前向きに行なわれていなかったようですが、それでもイースト・コーストの一廓にある交通公園のような施設を使い、効果のある交通教育をと SINGAPORE の交通警察が直接、積極的に展開しています。

その他にラジオ・TV によるセイフティ・アドバイス、新聞による具体的な事故総計やセイフティ・キャンペーンを行なう等、政府ぐるみで交通事故防止を訴え続けています。

最近の統計によると、SINGAPORE 特有の車優先の道路構造からくる、横断歩行中の死傷者割合では、子供より老人が圧倒的に多く、いかにこれらの人々に対し、交通安全を浸透させていくかが、交通警察の苦慮している点であるようです。

この国では16才でクラス2B（200cc以下）と呼ばれる小型二輪、17才からクラス3と呼ばれる普通自動車の免許取得年令に達しますが、日本に比べ低学歴で社会に出る若者が多いため、当然その年令を迎えた有職者は、就職の機会も増える利点もある理由から、免許取得に精をだすこととなります。

この傾向は、現在のところ、MRTが開通した影響もなさそうで、特に二輪車は世界中の若者が一度は通りすぎる関門のようなもので、日本の高校生に対する「三ない運動」のようなものはないせいか、この国の若者達は、南国の風を切りながら、ピリオンライダー（同乗者）と共に青春を楽しんでいます。

彼らには手頃なパスタイムであり、トランスポートーションでもあるわけです。

SINGAPOREには、原付免許（50cc以下）が存在しないため、クラス2B（200cc以下）より二輪免許があり、それぞれ1年以上の経験がないと、クラス2A（中型400cc以下）、クラス2（大型400cc以上）にステップアップできないシステムを採っており、未経験ライダーによる事故発生を防いでいます。

1985年4月より、アンモキオ地区に「SINGAPORE SAFETY DRIVING CENTRE」が設立されました。この施設は、SINGAPORE 政府が交通事故抑制に大いに貢献するものと判断し、日本における自動車教習所システムをほとんどそのまま導入したものです。

この事業には、HONDA グループが、日本における長年にあたる安全運転普及活動の実績をもとに、全面的にバックアップし、その持ちえるノウハウを注ぎ込んだもので、二輪・四輪免許取得のための初心運転者教育を学科も含め効果的に行ない、現在迄、約3万5千名の卒業生を社会に送り出しています。

現在、二輪免許はSSDCに入校しないと取得できません。

それ以前は、ハイウェイ・コードと呼ばれる交通規則を自習し、学科テストにパスした後、Lライセンス（仮免許でLearnerを意味する）を取得し、路上で運転できるものでした。

このLマークをつけた二輪車の事故は多く、ONE DAY SCHOOLと呼ばれていた小さな施設において数時間のみの実技教育主体のスキルを重んじたトレーニングを受けて、実技テストを受験していたものです。

このイギリス式の制度全体を、日本式のものに代えたことで、初心者による事故防止がはかられました。

最近のSINGAPORE 交通警察発表の報告によると、SSDC卒業生の事故発生率は、一般の運転者よりも、かなり低い事が判明し、まだ4年目に入ったばかりですが、目的とする安全運転者の育成が証明されたことで、我々100名を超えるスタッフの励みとなっています。

クラス3と呼ばれる普通自動車教育機関としては、SSDCの他に以前から現在も個人指導員制度が継続されています。

約1,800人程が登録されていますが、実際に活動している者は、その半数と言われています。

個人営業ということで、しばしばその教官としての質が問題になるようです。

読者の中には、彼等から教育を受けた方もおられると思いますが、いかがだったでしょうか？

とにかく、SINGAPOREの街中で制限速度を守って走る模範的なLマーク教習車を見かけましたら、渋滞の原因と目のかたきにしないで、皆さんも昔を思い出して、思いやりの運転を心掛けるよう、お願いします。

クラス3を取得するためには、BASIC THEORY TESTと呼ばれる、ハイウェイ・コードの基礎知識と、FINAL THEORY TESTと呼ばれる、車の構造・安全運転知識を中心とした、2回に及ぶ学科テストがあり、最後に実技テストがあります。

実技テスト内容は、日本のものと大差ありません、サーキット（教習所

内コース) 内での基本走行・駐車技術をチェックされた後、続いて路上走行も採点されます。

その採点みきわめの基準は、どちらかと言うと、スキル中心主義であり、東南アジアでは珍しく、日本のものと同じくらい厳しいものです。

SSDC においては、学科教習も英語・中国語・マレー語の3ヶ国語で行なわれており、ローカルに対応すべく細やかな配慮としています。

また、ビデオ・システムやアナライザー等、最新式の器材を導入し、SINGAPORE において今まで初心運転者教育に欠けていた、「安全運転知識」を主体とした内容の授業をすすめています。

クラス4 (大型自動車)、またはクラス5 (大型特殊) 免許の教育は、西部ジュロン地区にトレーニング・センターがあり、そこで試験も実施されています。

またクラス4 A (バスドライバー) の養成は、SBS (SINGAPORE BUS SERVICES) 等が、独自に行なっています。

タクシーの免許に関しては、1ヶ月程度の講義を主体としたコースを終了し取得できますが、身近な資格を取るのが好きなシンガポリアンには、結構人気があります。

この国は、男子に2年間の徴兵義務を課していますが、軍隊内で通用する「ミリタリー・ライセンス」という免許も存在します。

広い基地内に、民間では見られない立派なスキル・アップ・トレーニング・コースも完備され、我々から見ると羨ましいかぎりです。

退役と同時に免許も返還されますが、勤務中のドライビング・レコードが良い者のみ、一般の運転免許に切り替えることができます。

島の北部を走っていると、昼間点灯し、Lマークをつけ、迷彩服に身をつつんだソルジャーをよく見かけますが、これら軍用車の路上故障も同時によく見かけるので、その辺の整備技術は、今一歩なのかも知れません。

現在、二輪教育施設はSSDCのみですが、1～2年後には、プキバト地区に新しいサーキットが完成する予定です。

同時に四輪教育も行なえるので、島内には、カンボン・ウビ・テスト・

センター、SSDC、ブキバト・サーキットと、3ヶ所の交通教育施設が開
設され、安全運転者の育成が展開されることになります。

免許取得後の運転者管理は、「DIPS=DRIVERS IMPROVEMENT
POINT SYSTEM」と呼ばれている制度により、各ドライバーの運転記録
を把握しており、2年間で24点に達すると、免許の停止等の処置がとら
れるようになっています。

勿論、違反の内容により点数は異なり、また過去の違反歴により、早目
に危険なドライバーを再教育するための、安全運転講習への参加等、実に
日本のものと似ており、こういう面においても「良いシステムは積極的に
世界中から取り入れる」といった強い政府の心意気が感じられます。

近年ライダーに対するヘルメットの強制やドライバーに対するシートベ
ルトの義務化等、先進諸国の例にもれず、安全対策を実施してきたSINGAPORE
政府ですが、私なりに考えてみますと、中には「これはいただけない」と
いうものもある事に気がつきましたので、列記してみたいと思います。

1. フルフェイス・ヘルメットの禁止

頭部だけでなく、ライダーの転倒時における顔面保護という点で、ジェ
ット型ヘルメットよりも格段にすぐれているヘルメットですが、レース参
加等、特別のケースを除き着用は禁止されています。

過去に銀行強盗の犯人が使用したとの保安上の理由から、顔面を認識で
きないヘルメットは一律禁止となったものです。

確かにヘルメットをかぶったまま建物に出入りするライダーが多い国で
すが、やはり安全なものは、どんどん取り入れるべきだと思います。顔を
隠す代用品はいくらでもあるわけですから。

2. トラック荷台への乗車

これもよく見かける光景ですが、シート・ベルトの強制を強いている割
に、荷台の同乗者に対しては、余り気を使っていないという矛盾した実情
に驚きます。事故の場合は、ドライバーより何倍も危険なポジションに居
るわけですから、何らかの対策が望まれます。

3. 高速道路におけるトラック等の50km/h速度制限

極端な例で、50ccのモーターサイクルに2人乗りで80Km/h走行が可能な高速道路上において、全体の交通の流れを考慮すれば、税金面での優遇があるとはいえ、やはり他の車両と同じように80Km/h制限にするべきでしょう。

この他にも読者の方々の中には、SINGAPOREの交通に関する斬新な改善提案をお持ちの方もおられると思います。

最後に、SINGAPOREにおける、交通環境の特徴をショート・ショート風に書いてみました。

皆さんも、日常の運転風景が頭に浮かんでくるだろうと思います。

「今日も通勤前に、車の回りを一周します、先日同僚の車のトランクについていた、HONDAのエンブレムが盗まれたらしいので、念入りにチェックします。

数週間前にボディ・サイドに描かれた、日本でいう「10円ライン」の傷跡が生々しい。

エンジンをかけ、いざ出陣。メイン道路に出る前の一時停止サインは、車が来ていないのに停止すると追突されるので、リャビューミラーに注意しながら合流。

車の流れはスムーズで、今日も60～80Km/hで流れていて、ポリスカーも50Km/h制限おかまいなし。

サイクリストの青年もたくましい足を自慢気に、走行車線が決められていないので、右に左にウェーブしながら、他の車といっしょに交差点を右折してしまいました。

前方右側には、10年物のベスパ・スクーターに乗り、鍋型ヘルメットをかぶったマレー人のおじさんが、ジャケットを逆に着て、アクセル全開です。

SBSのバスが発進の合図を出しました、優先道路を走っているので、日本式に譲る必要はないと教わり、ひたすらゴー・ストレイト。

3つ目の信号機がまた故障中、警官の手信号により通過。

今朝も、早くからタイ人労働者により、きれいに芝刈りがされています。これだけ緑が豊富にあるのに、管理を徹底するのは、この国の美德の1つと感心します。

知らぬ間に、左折フィルターレーン近くまで来てしまいました。前の車は左合図を出しませんが、私は良い習慣でSIGNAL IN GOOD TIME。

横断歩道に歩行者がいました。前車が右手でスローダウンの仕草をして停止、合図を出さなかったり、割込みをしたり、マナーが良くないS'POREドライバーの多い中で、模範的な運転を見せてもらいました。

交差点で対向右折中のバスが、豪快に曲がります、乗客は遠心力により、ものすごい横Gを受けている様子、概して、プロドライバーの質が良くないのは、大型バス免許が容易に取得できる背景も見のがせませんが、お客様をお客様として取り扱う自覚がプロとして欠けているのでしょう。

私も右折行動に入ると、対向車が1台パッシングをしながら加速してきました。

日本では「どうぞ」の意味で使われるケースが多いのですが、この国では「私は直進邪魔するな!」の意味があると理解していたので、防衛運転の考え方にに基づき通過させます。

前方道路中央付近におばあさんが立っています。暑い国の人々は一般に歩行速度はノンビリとしていますが、横断者も例外ではなく、車が近くまで来ているのに、走り出す人は少ないようです。

これは、犬・ネコ、はたまたゴキブリの逃げ速度にまで影響を与えている事に気がつくまで1年かかりました。

とにかく外地での交通事故は悲惨な結果をもたらすので、慎重な運転が必要です。

会社が近づきました、ゲートをくぐり、ガートマンにGOOD MORNING。

さあ、今日も張り切っていきましょう。

“\$181の泣き笑い

そして、通い妻”

伊藤真空株式会社

柴崎 邦彦

「間もなく、シンガポールチャンギ空港でございます。」英語のアナウンスに時計をみると、夜9時。でも空はまだ暮れきらず、オレンジ色の太陽の光が、後光のように遠い海の彼方から放たれている。

赤道近くまで来ると、こんな状態なのかなあと、長時間の旅で少々鈍くなっている頭を2つ叩いてみた。はたして、時差1時間に戻していない。それでも日本の2月は、5時を過ぎれば暗いのに。

体に軽いショックを感じただけで、飛行機は着陸し、ゆっくりとターミナルへ向っていった。

外国には15年ぶり、シンガポールは初めてである。通関を終え、ターミナルビルを出た途端、熱気が、“むっ”と私の体を包み込んだ。

「うあー、これがシンガポールか。」

暑いとは聞いていたが、真冬の日本から、一気に降り立ったものだからたまらず、急に呼吸困難に陥りそうになったぐらいである。

このあと、会社設立調査や準備、手続きのため、5月、7月、8月と3回訪れ気持も、体も、少しづつ慣れシンガポールに対する拒否反応は、食物も含めほとんど解消していった。

伊藤真空株式会社が、海外進出を役員会にて正式決定したのは、1987年6月15日のことである。

早朝から雨の、うっとうしい一日であった。あらかじめ、そのつもりではいたが、正式に責任者として指名された私は、不安と緊張感で設立案についての報告も、作成した資料の棒読みであったように記憶している。

それからは、工場内の設計、諸機械の製図、発注、資金計画、調達方法等いちどきに仕事が襲いかかり小さな体を200%酷使しなくてはならなかった。総ての機械を9月末に船積み完了した時は、さすがに体がいっ

ぺんに軽くなった。3～4日で体を充電し、10月5日、再びチャンギ空港に降り立つこととなった。

市場調査等で来星した折は、いつも合弁で進める中外貿易株式会社の柳氏と共に行動していたので、言語の不便はあまり感じなかった。が、今回は一人で来たため全く英語の出来ない私は赴任して、その地を踏んで、初めて、「しまった。」、と思わず声を出してさげんだ。

空港に迎えに来てくれているのは、今回進出するにあたって、あらかじめ採用した、MR. FONGである。

それから、私とMR. FONGの体と、手と、そして漢字、ほんの少しの英語による会話が柳氏の来星するまで約2週間繰り広げられたのである。

いずれにしても9月末、日本で船積みした機械等が到着するまでには、床、ピット工事、壁、天井はもとより、大まかな電気、配管等の工事を完了してしまわなければならない。従業員は至急採用しなければならない。作業衣、細かい備品を入れると購入品も大変な種類になる。来る日も来る日も絵を書き、和英辞書を片手に必死に説明し、指示を行った。

私としてはトイレ用のサンダルを頼んだつもがビーチサンダル、薄手の綿手袋が軍手であったり、失敗をあげればきりが無いが、それでもなんとか朝が来て、夜になって、一日一日が過ぎ去っていった。

幸い、内外装工事は日系のK建設様に依頼したため、書類以外は総て日本語で対処出来、ほぼ完璧に近い内容で完成することができた。

到着した諸機械の設置も計画通り進行し、従業員も、オフィススタッフ5名、作業員25名を採用し、11月9日、全員を食堂に集め、IIS（伊藤インダストリー）としての第一歩をスタートさせたのである。

スタートといっても、PUBの電気工事は進行せず、大型の発電機を借用しても工場全体を動かすことは出来ないため、各セクションごとに分けての作業しか出来ない状況であった。しかし、逆にそのほうが従業員全員に作業の流れを、覚えてもらえると考え、機械設置、試運転、作業指導や通訳を兼ね、日本より応援に来てくれた二人とも手分けし、徹底的にそれぞれのセクションを指導していった。

12月4日、騒音を出しながらも貴重な電気を供給してくれていた発電

機とお別れの時がきた。今日からは工場内総て、冷房され、各機械も同時にスタート出来るし、やっと一貫した作業を進められるのである。

しかし、私共が造った品物を、各メーカーは即、使用してくれるわけではない。

まったく同一の材料を使っても作業環境が異なるので、各メーカーにお願いして、品質の確認、そして承認をいただかなくてはならない。売れるであろうとの見込みでとりあえず約3ヶ月生産を少しづつ継続していった。

売り上げは零であるが、材料は消費されていくため、材料の仕入れを再度行わねばならず、お金は出てゆく一方である。まったくみじめな月次決算が2月末まで続いた。

それでも1月21日には、私共が日本でお付き合いいただいていた御会社の方々と、今回会社設立の為御世話になった皆様にお集まりいただき、ホテル・ニューオータニでオープニングの披露を行うことが出来た。これも皆様のご協力、ご支援の賜物と再度、この紙上をお借りして御礼申し上げる次第である。

62社、約100名の方々のご臨席をいただき、挨拶の壇上、こみ上げてくる嬉しさと、英語で喋らなければならない苦しさ思わず、頭と、目と、胸が一度に詰まり、原稿を数行飛ばして読む失態を演じ、聞き取りにくい発音にプラスして、皆様の頭を惑わすこととなってしまった。

しかし、スピーチの終わりがけ、

I am now 100% Singaporean and it is my wish that my company will be here for a long time to come.

I also wish to die here and have my bones cremated in Singapore. は言葉も詰まらず、私自身、すっきりした気持ちで話すことができたし、それに皆様の盛大な拍手をいただき、ますます、それならんと考えている次第である。

約1ヶ月後、商用で、ジョホールに出かけ現地の人と名刺を交換しようとしたら、その人が、私は貴男を良く知っていますよ、ところで墓は何処にします、と言われて大笑い。それでもって、大変親しくしていただき嬉しいかぎりであった。

やはり、人に言った手前、休みの日道路を覚えることを兼ね本当に墓見物に行ったことも間々ある。

ある時、あまりにも美しい墓があったので、その横へそっと寝そべり、眩しかったので新聞紙を顔にかけていたら、そのまま、うと、うと。人の声に目覚めあわてて新聞紙を払いのけると、大勢の人が周りを取り囲んで、怪訝そうに私を見ているではないか。照れ隠しに大声で笑って、その場を早々に逃げ出すことであった。

2月のチャイニーズ、ニューイヤーに、仕事を兼ね赴任後、約4ヶ月ぶりに日本へ行く機会が出来、大阪空港着陸後、新幹線で雪の積っている関ヶ原を眺めながら名古屋へ帰った。私の住居のある一宮にも2〜3日前に降った雪が日陰に残っている。寒さを押して庭に出て、久し振りの日本の空気を胸一杯吸い込んだ。

しかし外気や室内が乾燥しているせいか、4日目ぐらいから、唇が荒れ出し、カサカサとなって、飲んでも又大きく開けても痛く、家内に話したら、「あなたの体は、もうシンガポール人になっているのよ、早く帰った方が良いみたいね。」といわれてしまった。果たして、シンガポールへ戻って3日目には完治してしまった。

いよいよもって、身も、心も、シンガポール人といえるかな。

私は単身赴任である。

子供が大学、高校、中学と3人いるため家内も私より子供の面倒をみるのに必死で、日本に残ることになったからである。

しかし、先達で、ツアーに同行して当地を訪れてくれた。国内旅行でさえ一人でしたことがないし、まして外国へなんとかと、すごく不安で、当日までびくびくだったらしいが、あまりにも簡単にシンガポールに着いてしまいさっさと外へ出てきて、食料品等の詰まったトランクを私に手渡しながらこう言った。「荷物の通関チェックはどこでやるの？」私が家内の通って来た方を指差すと「あれ、見せてこなかったわ、大丈夫かしら。」てな具合であった。

暑さは別として、街並の見事な緑と、女性の服装のラフで、まちまちな姿に、すっかり感心し、極端な言いかたをすれば、晩のおかずを、買物籠

に入れて毎月来るわ、なんて言い出す始末。子供達が成長するあいだの5～6年は、通い妻をするような雰囲気である。

殺風景だったアパートの私の部屋も、たった4日の妻の滞在中に、絵がかけられ、レースのテーブルクロスが敷かれ、造花の花が、トイレに飾られると、今までは寝るだけとしか考えていなかったのに、休みの時など居間でなく、自分の部屋で本を読もうかと、不思議に気持ちが変わってくるものである。

一方では工場作業や、デリバリークラークから、造った部品の出荷はまだですか、と言われるたびに、もうすぐだよ、と同じ返事をしている自分が情けなく辛い日々が続いていた。しかし3月17日ついに待望の初セールスが実現した。売上総額「\$181!!!」細々ながらも工場を稼動して4ヶ月、金額の大小は関係なく「やったね、よし、これからだ。」との希望と嬉しさでその夜はしこたま祝杯を上げた。名古屋の本社にも早速FAXを入れた。その返事が

TO: All Members

From: All Members

First Sale

Congratulations!

私共がシンガポールへ進出することとなった一番の理由は、多くの日系企業が当地へ進出したため、私共の部品を輸出しだしたのであるが、急速な円高により、採算が取れなくなって来たことと、部品の現調化が進み、日本からの出荷が徐々に減少して来たため、このままでは、早晩、零になるであろう、零になるのを黙って見ているより、会社の余力がある今、進出し、現状のものと、新規分野の開拓をした方が良いとの判断からであった。

その成果は、日を追って具現化し、喜ばしいことに、当初設置した機械では間に合わず、機械の追加発注が必要になるほどであり、また、新工法のスパッタリング・システムの研究開発も完了し、量産体勢が整い、さらに新しい分野に向けての使用が可能になってきた。

これからも私自身、此の地にもっと深く根を張り、従業員と家族が、

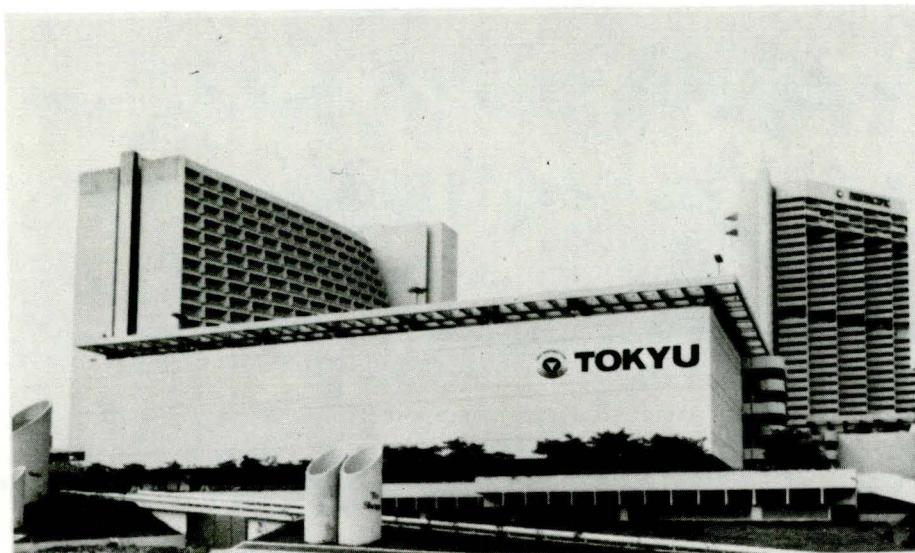
I. I. S. に勤めていることを誇れるように、そしてお取引先やお仕入先に心から喜んでいただけるように、日々努力を惜まず頑張りたい。

最後に、私共の進出について多くの皆様からいただいたご協力、ご支援、本当にありがとうございました。



会 員 紹 介

**** TOKYU DEPARTMENT STORE (S) PTE LTD**
(東急百貨店 (シンガポール) 株式会社)



所 在 地 : 6 Raffles Boulevard #02-400, Marina Square, Singapore 0103

電 話 番 号 : 3370077, Tlx: RS 20203, Fax: 3395456

設 立 : 1981年11月 (登記)、1987年10月 (操業)

形 態 : 合弁

代 表 : 池田 弘 (取締役社長)

Mr. H. Ikeda (Managing Director)

従 業 員 数 : 300名、日本からの派遣社員7名

事 業 内 容 : 百貨店業

取扱品目 : 衣料品、飾装雑貨、スポーツ用品、家庭用品、食料品

販 売 先 : シンガポール人、在星日本人、観光客他

仕 入 先 : シンガポール、日本、欧州、米国他

** ITO INDUSTRIES (S) PTE LTD

(伊藤真空 (シンガポール) 株式会社)



所在地： 12 Tuas Avenue 1, Jurong, Singapore 2263

電話番号： 8610886, Fax: 8610962

設立： 1987 年 12 月 (登記、操業)

形態： 合弁

柴崎 邦彦 (取締役社長)

Mr K Shibazaki (Managing Director)

従業員数： 37 名、日本からの派遣社員 3 名

事業内容： プラスチック成形金型、プラスチック射出成形

スパッタリング及び真空蒸着

家庭電気製品の外観部品

主として日系大手弱電メーカー

(会社の特色)

射出成型品に薄膜金属をスパッタリングし、

VA・VE に貢献する。

**** MATSUSHITA GRAPHIC COMMUNICATION SYSTEMS (S) PTE LTD**

(シンガポール松下電送(株))



所在地：73 Ayer Rajah Crescent
#03-05, Singapore 0513

電話番号：779 1166,
Tlx: RS 34085 MGS
Fax: 779 2366

設立：1987年7月(登記)、
1988年10月(操業)

形態：子会社

代表：柳川 勝(社長)

Mr M Yanagawa(Managing
Director)

従業員数：104名、日本から
の派遣社員9名

事業内容：ファクシミリ装置
の製造と販売
主な出荷先は北米
と東南アジア向。

(会社の特色)

松下グループ初のFax現地生産工場。将来の欧米での現地生産と合わせて、国際分業体制の一大拠点となる。

**** TOSHIBA ELECTRONICS ASIA LTD
(SINGAPORE BRANCH)**

(東芝電子亜洲有限公司)

シンガポール支店

所在地： 460 Alexandra Road # 26-01, PSA Building, Singapore 0511

電話番号： 2785252, Tlx: RS 23892, Fax: 2735368

設立： 1987 年 12月 (登記)

形態： 支店

代表： 藤田 和夫 (支店長)

Mr K Fujita (Director/General Manager)

従業員数： 26 名、日本からの派遣社員 2 名

事業内容： Item : Semiconductors, Electron-Tube and devices.

Sales Territory: Singapore, Malaysia, Thailand,

Indonesia, India.

Imported From: Toshiba Corporation,

Toshiba Electronics (M) Sdn. Bhd. etc.

(会社の特色)

経営理念 : 誠意と気概

商品の特徴：幅広い製品ラインアップと高い信頼性

**** NOMURA DISPLAY CO LTD**

(株式会社乃村工芸社)

所在地：5 Shenton Way #14-05, UIC Building, Singapore 0106

電話番号：2244747, Fax: 2259364

設立：1982 年 11 月 (登記)

形態：支店

代表：清川 剛 (支店長)

Mr T Kiyokawa (General Manager)

従業員数：5 名、日本からの派遣社員 1 名

事業内容：ディスプレイ (百貨店・ショッピング・センター

店舗展示会、ショールーム、博物館・科学館・サイン他)

の企画、設計・施工

(会社の特色)

未来を見通したコンセプトに基き、新しい空間創造に努め、シン
ガポールの発展に貢献して行く。

理事会の動き

第229回、1988年8月8日(月)午後12時30分

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 報告事項

(1)顧問・監事・オブザーバーの委嘱結果について

菊池会頭より、下記の各氏にそれぞれ1988年度の顧問・監事・オブザーバーのご就任を委嘱したところいづれもご快諾頂いた旨報告があった。

次いで新任の鹿沼監事(大丸)からご就任の挨拶があった。

顧問：風間 一潤 氏 (フジテック・シンガポール・コーポレーション・リミティッド)

横塚 実亮 氏 (ペトロケミカル・コーポレーション・オブ・シンガポール)

松田 文男 氏 (旭TV硝子株式会社)

安川 一夫 氏 (吉川ケミカル・シンガポール)

監事：江藤 博久 氏 (シンガポール・野村マーチャント・バンキング)

鹿沼 雅義 氏 (シンガポール・大丸)

オブザーバー：

成宮 治 氏 (日本大使館)

野島 裕 氏 (JETRO・シンガポール)

(2)留学生関連事業について

徳永・留学生問題委員長(横河電機)から概略以下の報告があった。

7月22日午前中、(社)日本在外企業協会(野田専務理事他が出席)を訪問し、過去5カ年間にわたる“労使関係セミナー”のご

協力に対する御礼を述べるとともに、シンガポール日本商工会議所・留学生問題委員会にて1989年度から実施しようと計画を進めている大学生の日本研修プログラムについて懇談した。

本プログラムのねらいは、一人でも多くの親日派シンガポール人の中・長期的に育てていきたいとのもので、手始めに具体的事業として、シンガポールの将来を担うであろうシンガポール大学及び南洋工科大学に学ぶ学生(主として、理・工科系)に、夏季休暇を利用して日本経済・文化に直接ふれる機会を提供し、相互理解を深めるきっかけにしたいというもの。現段階で素案として提出したのは下記のとおり。

- ① 参加資格： シンガポール大学、南洋工科大学学生 5～10名程度
- ② 期 間： 1989年度7月ないし8月の10日間
- ③ 研修内容： (a)日本経済全体についてのレクチャー
(b)企業訪問
(c)日本文化の紹介
- ④ 報告書提出： 参加者より自分で選択した個々のテーマによる報告。
JCCIの月報に掲載する。
- ⑤ 経 費： 労使関係セミナー費用に相当する2.7万ドル程度をあてる。

協会側は、企業活動と直接的な結び付きのない留学生問題、しかも、在学生の研修ということで、とまどいがありながらも、労働省ILO関連プロジェクトとしての予算化の可能性など既に打診を行っていた。しかし、協会関係者内で意志統一には至らず、提案主旨を聞いてからの姿勢であった。午前中を使った熱心な討議が行われたが、本プログラムをJOEAとJCCIが共同事業として協力するか否かの結論は出なかった。

さらに、石川事務局長より大阪商工会議所を訪問し、太田・国際部課長に同プログラムの提案をしたところ、積極的に協力したいとの意志表明があった旨、補足した。

質疑に入り、勝山（三菱電機）理事より、もし同プログラムを実施するとして、日本での受入れが困難な場合どうするのかとの意見が出された。これに対し、石川事務局長より、本所がその賛助会員となっている日本商工会議所等への働きかけは可能である旨の回答をした。

結論として、本件については、留学生問題委員会並びに労使関係セミナー担当各理事の意見を参考にしながら、今後、具体化への方途を探ることとなった。

(3)部会・委員会等開催報告

① 部会

- 7月14日（木） 第二工業部会
- 15日（金） 第三工業部会（タイ・マレーシア・シンガポール
3カ国商工会議所電子・電機関係代表との
懇談会）
- 29日（金） 貿易部会

② 委員会

- 7月21日（木） 経営研究委員会
- 8月 5日（金） 広報委員会
- 8日（月） 運営担当理事会

③ 懇談会等

- 7月13日（水） 札幌商工会議所、シンガポール・バンコク
経済視察団ご一行との懇談
- 18日（月） 山一証券・東南アジア・スタディ・ミッシ
ョンご一行との懇談会
- 18日（月） 1988年度労使関係スタディ・ミッション
打合せ会
- 21日（木） 練習艦「かとり」シンガポール入港記念花
束贈呈式並びに司令官主催公式昼食会
- 28日（木） MR. VICTOR E. EASON, FIRST SECRETARY
(COMMERCIAL) OF BRITISH HIGH COMMISSION
ほかとの懇談

8月 1日(月) 佐々木・法務省入国管理局研究員との懇談
4日(木) DR. SEAH CHEE MEOW - HEAD OF JAPANESE STUDY
DEPARTMENT, NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE
AND MR. S.K. GOH, ECONOMIC OF DEVELOPMENT BOARD
との懇談

☆ 第二工業部会(7月14日)

佐久山理事(ハイモールド)より、当部会の正・副部会長が下記
の通り決まった旨報告があった。

部会長: 松枝 寛祐 氏 (NATIONA OXYGEN PTE LTD)

副部会長: 大沼 二郎 氏 (TOMY (SINGAPORE) PTE LTD)

但し、第二工業部会が種々の業種の企業集まりとなっているので、正・副部会長、担当理事、JCCI事務局と相談の上、他業種からも部会代表を1~2名選出したい。今年度の賃上げについては、部会内で既に5~6社が決まっており、大体7%程度、高いところで9%、低いところで5%であった。

☆ 第三工業部会(7月15日)

勝山理事(三菱電機)より、タイ・マレーシア・シンガポール
3カ国商工会議所電子・電機関係代表との懇談会について報告が
あった。

出席者は、各チェンバーの正・副会長を中心にマレーシア4名、
タイ3名、シンガポールからは50名を超える参加者となった。
懇談は各地の労働、賃金事情、投資インセンティブなどについて
各代表から報告された。JCCI事務局に保存用資料があるので、
希望者はコピーをとるなど活用して貰いたい。

JCCIから他の2カ国に対し、今年10月頃、3カ国同時に賃
金調査を実施してはどうか、その素案はシンガポールが作成する
旨の提案を行ったところ、原則として了解を得た。

☆ 貿易部会(7月29日)

名取理事(丸紅)より、以下の報告があった。

部会員数47社中15社(15名)が出席。

海老塚（1987年度部会長・伊藤忠商事）理事より前年度活動状況報告。

事務局より、7月12日の理事会にて貿易部会長として名取（丸紅）理事、副部会長として野口（住友商事）理事が承認されたことを報告。

名取部会長挨拶の後、出席各部会員から自己紹介を兼ねて今後の部会活動に対する意見を発表。

その結果、各社ごとに日本人社員、規模、取扱い部品等が異なるので、各社共通の問題を取り上げて部会を開くのは難しい、従って、共通のテーマでなくても興味のある人が参加し、よりお互いを知り合う場として部会を活用する方法もある。さらに、この部会を知識を拡げる場としても活用してはどうかといった意見があった。特に、日本人駐在員の少ない会社の声を部会活動に反映させるため、幹事2名程度の人選を行いたい。

引続き、今年度のNWC勧告並びに第二、第三工業部会での賃上げ状況について石川事務局長より報告し、懇談に移った。

今回は、TDBのファクションについてJETROシンガポール野島所長から説明を受ける予定。

☆ 経営研究委員会（7月21日）

三森理事（岡本シンガポール）から以下の報告があった。

国分氏（ルビコン・シンガポール）から“電子部品メーカーからみたシンガポール経済の今後の動向”とをテーマに話があった。内容はシンガポール電子部品業界の市場・生産動向、成長要因など。電子業界がシンガポールで戦略的産業となりうるかどうかとの点については、自動化、省力化がポイントとなる。

3. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1) 入会（2社）

* NEW JAPAN SECURITIES CO., LTD.

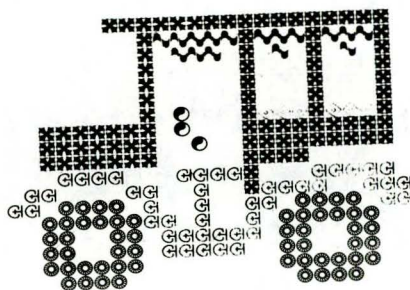
* POLARIS MFG. (S) PTE LTD

(2)退会 (なし)

(3) 1988年8月8日現在の会員数：499社（前月比2社増）

4. 会計報告

1988年7月の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書
理事会出席者全員に配布した。



7月の主な経済記事

- 7月4日 ・ シンガポール国立大学 (N U S) のエコノミストは、シンガポール経済は向こう3年間に年間5～6.3%成長すると予測している。

N U S 経済統計部計量経済学研究科 (E S U) によると、シンガポール経済は今年6.2%、来年6.3%、そして1990年には5%、それぞれ成長する見込みである。E S U 今年の経済予測成長率は、シンガポール政府が予測する6～7%に沿うものであるが、在シンガポール米国大使館はこの予測率を上回る8%を見込んでいる。

E S U によると、労働者賃金は今年5.4%、来年は6.5%、そして翌90年には6.6%、それぞれ上昇すると予測している。これに対し、労働力の増加率は今年が2.7%、89年が2.8%、90年が2.1%と比較的低い。

シンガポールの労働者の賃金上昇率は、昨年4.1%であったが、政府は賃金凍結解除と、C P F 雇用主負担率の引き上げで、今年は7%になると予想している。

E S U は、1981年に設立された機関で、5人のスタッフが計量経済学の研究に携わっている。

- 4日 ・ 金融管理局 (M A S) の J. Y. ピレー マネージング・ダイレクターは先週開かれた銀行協会の晩餐会の席上、銀行はあくまでも金融業に努力を傾注すべきであると指摘した。

同氏は席上さらに、「不動産、製造業、ホテルの経営など金融業以外の事業に算入する場合は、節度を守らなければならない」と強調し、「さもないと、法の規制を厳しくせざるを得ない」と警告した。

18日 ・ リー首相は14日午前東京で今回台・韓・日三国歴訪の旅を締めくくる記者会見を行った際、今後シンガポールに地域営業本部（O H Q）を設置する日本企業がますます増加するだろうと語った。

それによると、もしシンガポールが極めて有利な条件と税制優遇措置を提供し、東京以上に魅力的な都市となるなら、ますます多くの日本の大手企業がシンガポールにO H Qを設けるようになる。

昨年大手電子企業のソニーがシンガポールにO H Q設置を決めたことで、日本企業のシンガポールへのO H Q設置の流れが生じたが、日本最大の建設会社である鹿島建設も目下シンガポールにO H Qを設ける準備を進めている。

ちなみに、リー首相はこの日の夕刻には中曽根前首相主催の歓迎宴に出席したが、同席には鹿島建設重役を務める中曽根前首相の娘婿も同席した。

またリー首相は、シンガポールと日本の貿易問題に触れ、「日本市場への進出は極めて困難だが、シンガポールの業界はこの困難を突破する能力を備えている。いずれにしても日本企業は今日その製造業務を国外に移しており、これに伴い日本が新興工業国から逆輸入する商品の額は今後ますます増加するだろう」と指摘した。

リー首相は両国間の観光促進にも触れ、「2国間の航空路線を今までの様な東京・大阪、名古屋、福岡の大都市だけに限らず、地方の諸都市にまで拡大することが必要である」とするとともに、「シンガポールと北海道間の定期便が運行するようになるのは時間の問題である」と語った。

- 9 日 ・ シンガポールは 20 世紀末頃までに、19～29 才の人口が極端に減少するため、労働力不足が深刻化するという。

保健省の人口計画ユニット (P P U) のポール・チョンダイレクターによれば、2000 年までに当地の 15～29 才までの人口は、1985 年の 81 万 6000 から 25% 減少し、61 万 9000 人になる。こうした傾向はその後も継続し 2030 年には、同年令層の人口が 56 万 6000 人 (9% 減少) にまで下降する。

こうした現象は、1960 年代と 70 年代初めに出生率が低下したために起こったものである。こうした働き盛りの労働人口の減少は国内労働市場に悪影響をもたらし、特にクラーク、生産労働者、店員、サービス業従事者等の需給が逼迫することが予想される。

1980 年の労働統計によると、クラークでは 10 人中の 6 人、生産労働者では 10 人中の 4 人までが 30 才以下であった。店員やサービス業就業者の場合はその比率が 33% となっている。

さらに当地の企業には 50 才以上の男性労働者の雇用を嫌う傾向があるため、このことが男性労働者の就業率を低下させている。また女性労働者の就業率は最近上昇する傾向を見せているが、女性の場合も雇用主が高年齢層の雇用を躊躇する傾向があるため、女性の就業率の上昇もこの方面から制限されているという。

- 日 ・ シンガポールの経済的成果に対する外国人のパイ (分け前) が、過去 20 年間に大幅に拡大している。

シンガポールの経済的成果に対する外国人の分け前は、1966 年には 1 S ドルに付き約 10 セントだったが、昨年は 25 セントに達した。

統計局の刊行物 Singapore National Accounts

1987によると、昨年のシンガポールの国内総生産（GDP）419億Sドルのうち、外国人のシェアは108億Sドルにのぼった。これに対して、1966年のGDP 33億Sドルにおける外国人のシェアは3億Sドルに過ぎなかった。

こうした数字は、シンガポール経済の外国資本・労働力・技術に対する依存の高さを反映している、とエコノミスト達は指摘している。

- 20日 ・ 米国の大手証券会社メリルリンチは先頃、今年のシンガポールの予測経済成長率を以前の予測値を1%ポイント上回る8～9%に修正した。これはシンガポール経済が今年第一四半期に予想以上の成長を遂げたためと、世界経済が活況を呈しているためという。

シンガポール経済は今年上半期に10.9%もの成長を記録、このためシンガポール政府は今年の予測経済成長率を1%ポイント引き上げ6～7%とした。しかしシンガポール金融管理局（MAS）、当地駐在米国大使館、全国労働組合会議（NTUC）、そしてメリルリンチのいずれの機関も、今年シンガポール経済は政府の予測以上の成長を遂げると予想している。

メリルリンチは月間経済誌“アジア・エコノミック・コメントリー”7月号の中で、「シンガポール経済の今年の成長には、米国経済の成長や日本の輸入拡大などが貢献する」としている。

同社の予測によれば、当地の貿易は今年、輸出が28%、輸入が26%それぞれ拡大する。昨年の貿易額は名目価格で、輸出が445億Sドル、輸入が602億Sドルであった。シンガポールの貿易赤字は今年多少拡大すると予想されるが、この増加分は貿易外収支の黒字で埋め合わされるという。

また今年は経済成長に伴い、労働者賃金が上昇する見込みである。

なおSドルのUSドルに対する動きに関し、メリルリンチは、「シンガポールの対外収支の改善で、下半期にSドルが強化する可能性はあるが、S\$2:US\$1のレベルを超えることはないであろう」としている。

《アジアNICS各国の製造部門賃金上昇率（％）》

	1985	1986	1987	1988予測	1989予測
香港	11.5	14.2	16～18	10～12	8～10
シンガポール	8.6	-0.5	1～2	7～8	5～7
韓国	9.9	9.2	11.6	12～14	10～12
台湾	-1.8	10.0	9.6	6～8	5～7

資料：メリルリンチ経済部門

26日 ・ シンガポール政府は来月1日から、港湾料金の引き下げを行うが、これによって港湾利用者は年間総額650万Sドルを節約することができる。シンガポール港湾局(PSA)はまた、向こう2～3年間に2億Sドルを投じて、タンジョン・バガールの港湾ターミナルの設備を拡張する。

ヨー・ニンホン運輸通信情報相が20日明らかにしたところによると、今回の値下げの対象となるのは、燃料補給時の諸作業に課せられる料金、ドック設備利用料金、冷凍コンテナ倉庫の電気料金などである。

タンジョン・バガール港は最近混雑を来しており、PSAは作業の能率の向上を図るため、新たにクレーンを数台購入するほか、船舶の埠頭を1カ所追加する計画である。PSAのリム・キムサイ会長によると、新型クレーンの購入で港湾作業の生産性は20%向上するという。

シンガポールのコンテナ処理量は、過去15年間に12万7000TEU(20-foot equivalent unit)から

263万TEUへと、年率24%の顕著な増加を記録している。今年上半期のコンテナ取扱量は150万TEUで、PSAは年内にその量が300万TEUを超えるものとみている。

28日 ・ これまでに少なくとも20社の従業員が全国賃金審議会(NWC)の最近の賃上げ勧告の下に基本給の7~12%の賃上げを獲得した。

こうした賃上げ幅は各社の労使間でこれ以前に結ばれた柔軟な賃金制度に関する団体協約の多くに明記されている基本給の2%賃上げ水準を上回っている。組合関係者によると、シンガポール全国雇用主連盟(SNEF)の反対にも関わらず、多くの雇用主がこれ以前に結ばれた団体協約を棚上げして、再度賃金交渉に入る用意があると表明している。

900以上の会員を擁するSNEFは今月初め、クラークの基本給を引き上げたホンコン・バンクを非難、同行の賃上げによって他の銀行にも問題が生じてきたと指摘した。

SNEFは、雇用主に対して既に柔軟な賃金協定の下で決着した賃上げ幅を拡大したり、再交渉に入ったりすることは歓迎しないとの態度を表明している。

一方、全国労働組合会議(NTUC)の指導者達は、経済がすでに回復の軌道に乗り、しかも労働市場も逼迫している今日、雇用主は不況期に於ける従業員の“犠牲”に報いるべきだとし、SNEFのかたくな態度を非難している。

NTUCの書記長を務めるオン・テンジョン第二副首相も、24日労働組合が賃金の再交渉を求めるのは決して不当なものではないと指摘している。

同副首相によると、雇用主が労働協約に固執するのは、非現実的であり、もしそうした態度をとるなら、労働者のジョブ・ホッピングにも責任を負うべきだという。

労働市場が逼迫する中で、当地の経営者は既存の従業員に報いるためにも、より高い賃金の支給を迫られているといわれる。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (8 AUGUST 1988)

* POLARIS MFG. (S) PTE LTD

Mr K Watanabe (Factory Manager)
77 Tuas Avenue 1
Jurong
Singapore 2263
Tel: 8611010
Fax: 8615119

* NEW JAPAN SECURITIES CO LTD

Mr K Miyauchi (Chief Representative)
1 Raffles Place #51-00
OUB Centre
Singapore 0104
Tel: 5355566
Tlx: RS 26230 NJSSIN
Fax: 5353966

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO.

* TOYOTA TSUSHO (SINGAPORE) PTE LTD

79 Robinson Road #15-05
CPF Building
Singapore 0106
Tel: 2223711/5 Lines
Tlx: RS 23691 TTSP
Fax: 2225674

* BAR CODE SATO ELECTRONICS (S) PTE LTD

105 Cecil Street #18-01/02
The Octagon
Singapore 0106
Tel: 2254011
Fax: 2252753

* MEIDEN SINGAPORE PTE LTD

80 Anson Road #32-04
IBM Towers
Singapore 0207
Tel: 2257566
Tlx: RS 35658 MEIDEN
Fax: 2246851

* NKK CORPORATION

78 Shenton Way #15-03
78 Shenton Way Building
Singapore 0207
Tel: 2217277
Tlx: RS 21308 NKK
Fax: 2244568

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

- * NKK CORPORATION
From NIPPON KOKAN K.K.
To NKK CORPORATION

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * KURITA (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr N Kato to Mr K Nakada
- * SHIBUSAWA MEISHIN & N.Y.K. TRANSPORTATION CO (PTE) LTD
From Mr T Saito to Mr W Oyama
- * SHINSHO CORPORATION
From Mr T Yano to Mr S Kawasaki
- * TUNGALOY SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr S Washida to Mr S Uemura
- * TOKO KAIUN KAISHA LTD
From Mr H Sasaki to Mr S Hamaoka
- * MITSUI O.S.K. LINES (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr K Kagao to Mr S Mistukawa

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法	-----	S\$15
民事法	-----	S\$ 5
刑法（暫定規定法）	-----	S\$10
公益事業法	-----	S\$10
貿易開発委員会	----- (会 員) -----	S\$ 5
	----- (非会員) -----	S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	-----	S\$ 8
法律15号（経流拡大奨励法改正法）1979年	-----	S\$ 5
経済拡大奨励（所得税免除）法〈改訂版・原文付〉	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$35
経済拡大奨励（所得税免除）法1987年改正法	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$20
法律（改正）時報第21号（経済拡大奨励法及び所得税法改正法）	-----	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正（1973年）	-----	S\$ 5
法律第13号共和国所得税法改正（1977年）	-----	S\$ 5
法律第17号共和国所得税法改正（1980年）	-----	S\$ 5
法律第20号共和国所得税（改正）令	-----	S\$ 5
シンガポールとの租税（所得）条約	-----	S\$ 5
所得税法〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
シンガポールの租税	-----	S\$15
所得税法・1985年改正法	-----	S\$ 5
所得税法1986年・1988年改正法	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$25
シンガポールとの租税（所得）条約〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$20
	----- (非会員) -----	S\$30
関税法（第133 編）関税令〈1985年版〉	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20

会社法

法律第1号（共和国会社法改正）1970年	-----	S\$ 5
法律第4号（共和国会社法改正）1974年	-----	S\$ 5
法律19号1980年中央厚生年金法告示（付表の入替）	-----	S\$ 5
法律16号（会社の買収及び合併に関する）	-----	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	----- (会 員) -----	S\$60
	----- (非会員) -----	S\$70
会社法・1984年改正	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
シンガポール共和国憲法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
憲法改正法（1984, 1985年）	-----	S\$ 5
国会議員選挙法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
事業登記法（1973年法律第36号）	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20

為替管理・関税

金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$15

業種別規則

法律第18号工場法改正法 (1973年)	S\$ 5
大気汚染防止法	S\$15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	-----	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	-----	S\$10
価格規則法	-----	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	-----	S\$10
1971年海洋汚染防止法	-----	S\$ 5
印刷・出版業者法	（会 員）-----	S\$ 2
	（非会員）-----	S\$ 3
ホテル法	（会 員）-----	S\$ 5
	（非会員）-----	S\$ 8

労働関係

労働組合法 (1977年)	S\$10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970年	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第25号) 1981年中央厚生年金法 (付録入替) 告示	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第26号) 1981年雇用 (年間賃金勧告) 告示	S\$ 5
法律 (改正) 時報第22号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第23号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法 (1976年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第24号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第27号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法 (改訂版)	(会 員) S\$20
	(非会員) S\$30
中央厚生年金法 (改訂版)	S\$ 5
労働三法 (雇用法・組合法・関係法)	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1987/1988年)	(会 員)	S\$15
	(非会員)	S\$30
月報 (各月号)		S\$ 8
1987年度賃金改訂、最近の労働条件及び 福利厚生等の実態に関する調査報告書	(会 員)	S\$25
	(非会員)	S\$50
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員)	S\$15
	(非会員)	S\$30

編集後記

マレーシア連邦より分離独立後、満 23 年を迎えたシンガポールの NATIONAL DAY の今日、今年度上半期の経済成長率が 11.1 % と新聞報道されました。この数字は 85 年度のマイナス成長から見比べれば大変な様変りの高成長率です。下半期については昨年度も約 10 % 高成長であった為、ややペースダウンすると予想されるものの、この上半期の貯金により、仮に下半期が 7 % 程度に落ち込んでも、今年度の経済成長率は昨年度の 8.8 % を上廻る 9 % 台が予測出来る訳です。でもこの 9 % 台の高成長を目の当りにして思うことは、私もまったくエコノミストとは、無縁ではありますが、たまたま仕事の関係で日本から来られるお客様方に、当国の経済、金融情勢等をレクチャーさせて頂く機会があり、その際、今年度の当国経済成長率予測を“この国も過去の高度成長により経済規模がかなり大きくはって来ておりますので、そろそろ今年度当りから、米国の景気低迷予測もあり、先進国並みの 4 ~ 5 % 台の穏やかな成長に替って行くように思います。”と今年初当りに説明申し上げてきた手前、ややショッキングな心境です。でも年初の当国政府の経済成長予測も同じく、4 ~ 5 % であったと記憶しております。この様に経済成長予測が大きく外れること事態、よく考えて見ると、当国の場合、GNP はまだ日本の 1 % に満たない規模であり、加えて各産業分野共に未成熟であることから見れば、先進国並みのなだらかな成長は時期尚早（10 年後位）で、今後、更に大きな成長が見込める替りに、85 年当時のように、輸出依存が高いが故に世界経済の低迷、為替相場動向等外部要因により、再びマイナス成長も予想される訳です。従って当国も来るべき、この事態に備え、今からこの高成長に浮れることなく、慎重な対応が必要なのではないかと考える次第です。

さて、最後になりましたが、ご多忙中にも拘らず、今月号の為に御執筆頂きました。富士銀行の荻野氏、東京銀行クアラ・ランプールの佐藤氏、SINGAPORE SAFETY DRIVING CENTRE の小島氏、及び伊藤真空の柴崎氏の皆様方に、この紙面を借りまして厚く御礼申し上げます。今月号の担当は東家敷と松谷でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



CLEAN RIVER CAMPAIGN

M. C. I. (P) No. 8 / 4 / 88

COVER : PRINTED BY
TOPPAN PRINTING CO. (S) PTE. LTD.
TEXT : PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. TEL : 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

~~G. P. F. BUILDING, 70 ROBINSON ROAD, # 24-04 (24th Storey) SINGAPORE 0106~~

10 SHENTON WAY #12-04/05/06 (12th Storey) MAS BUILDING SINGAPORE 0207